

○都城市立小中学校事務処理の効率化に関する共同実施組織運営要綱

平成18年1月1日

都教委訓令第8号

(目的)

第1条 この訓令は、都城市立学校管理運営規則(平成18年都教委規則第17号)第78条第3項の規定に基づき、都城市立小中学校(以下「学校」という。)における事務及び業務の効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、共同実施の組織並びに運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務処理の効率化に関する共同実施組織(以下「共同実施組織」という。)は、単独又は複数の中学校区の学校の事務職員等で構成する。

- 2 共同実施組織の事務局を共同実施中心校(以下「中心校」という。)に置き、中心校は教育委員会が指定する。
- 3 共同実施組織の長として、中心校に共同実施主任を、中学校区ごとにサブリーダーを置く。
- 4 共同実施主任は、共同実施組織の事務主幹をもって充て、教育委員会が任命する。ただし、事務主幹がない場合は、共同実施組織の事務職員の中から教育委員会が任命する。
- 5 サブリーダーは、中学校区の事務職員の中から教育委員会が任命する。
- 6 共同実施主任は、共同実施組織の所掌事務をつかさどる。
- 7 サブリーダーは、共同実施主任を補佐する。

(業務)

第3条 共同実施組織は、次の業務を行う。

- (1) 指定事務のうち、共同実施に係る事務の処理に関すること。
- (2) 前号以外の指定事務の支援に関すること。
- (3) 学校事務に係る職員の研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校運営及び学校教育の支援に関すること。

(共同実施支援室)

第4条 共同実施組織の業務を支援するため、共同実施支援室(以下「支援室」という)を置く。

- 2 支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(地区別協議会)

第5条 共同実施組織の円滑な運営を図るため、共同実施地区別協議会(以下「地区別協議会」という。)を置く。

- 2 地区別協議会は、共同実施組織内の校長、事務職員、中心校の教頭、中心校の教務主任及び教育委員会事務局の担当課長及び担当職員で構成する。
- 3 地区別協議会に会長を置き、中心校の校長をもって充てる。
- 4 会長は、地区別協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

- 5 地区別協議会の事務局を中心校に置く。
- 6 事務局に事務局長を置き、共同実施主任をもって充てる。
- 7 事務局長は、会長を補佐し、地区別協議会の円滑な運営に努める。
- 8 地区別協議会は、原則として学期に1回、会長が招集し開催する。

(運営)

第6条 共同実施主任は、当該共同実施組織において処理する事務とその運営について、地区別協議会において協議し、共同実施計画を作成し、教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 共同実施主任は、共同実施計画を変更する場合、当該地区の校長に報告し了承を受けるものとする。
- 3 共同実施主任は、当該共同実施組織において処理した事務とその運営について、地区別協議会において総括し、年度末に教育委員会へ報告しなければならない。
- 4 サブリーダーは、中学校区において処理する事務とその運営について、当該中学校区内の学校と協議しなければならない。
- 5 サブリーダーは、中学校区において処理する事務とその運営について、当該中学校区内の学校と協議の上、実施計画を作成し、共同実施主任へ提出しなければならない。同計画を変更する場合も同様とする。
- 6 サブリーダーは、中学校区において処理した事務とその運営について総括し、年度末に共同実施主任に報告しなければならない。

(サービス)

第7条 校長は、共同実施計画に基づき当該校の事務職員に共同実施組織へ出張を命ずるものとする。

(連絡協議会及び事務局会)

第8条 共同実施並びに地区別協議会に関する連絡・調整及び協議のため、必要に応じて連絡協議会又は事務局会を開催する。

- 2 連絡協議会は、教育委員会事務局の担当課長及び担当職員、中心校の校長及び各地区共同実施主任で構成する。
- 3 事務局会は、教育委員会の担当職員、各地区共同実施主任及び支援室員で構成する。
- 4 連絡協議会又は事務局会は、教育委員会が招集する。
- 5 教育委員会は、必要があると認めるときは、連絡協議会又は事務局会の会議に職員の出席を求め、協議させることができる。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成26年4月7日都教委訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日都教委訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。